

11. 図書館と法

筑波大学 図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

講義概要

本講義では、著作権法及び個人情報保護法を中心に、図書館をめぐる様々な法的問題を講義する。図書館は、文化と学術の拠点となる社会的機関であり、教育・研究活動を支える重要な存在である。また、貴重資料の蓄積保存を行うという役割も担っている。こうした図書館における情報の取扱いは、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権といった憲法上の諸権利や、著作権、プライバシー権や個人情報保護法など、実に多岐にわたる権利や法制度と関連することから、図書館業務に従事する際には、いかなる法的問題が存在するかを認識し、その解決策を考えることが肝要である。あわせて、図書館サービスを提供することに伴う各種トラブルへの対処法も理解しておく必要がある。

このように、図書館をめぐる法的問題は多岐にわたり、年度によりウエイトを置く項目には違いが存在するものの、「図書館と法」では、実務的に問題となることの多い著作物及び個人情報の取り扱いを中心に、次のような項目から、受講生の関心事項に沿った内容を取り上げることとする。

講義の構成

1 著作権法の基礎知識

- (1) 知的財産権の分類
- (2) 著作権法の目的
- (3) 著作権法の分類
- (4) 著作物
- (5) 著作権
- (6) 著作者人格権
- (7) 自由利用
- (8) 保護期間
- (9) 違反の効果(民事・刑事)
- (10) 平成 21 年改正法、平成 24 年改正法、平成 26 年改正法

著作権法の概要を講義する。ここでは、「図書館等における複製」(第 31 条)の要件及び同条に関して争いになった「多摩市立図書館事件」(東京地判平成 7 年 4 月 28 日、東京高判平成 7 年 11 月 8 日、最判平成 9 年 1 月 23 日)、著作権法とは異なるが、図書の無断廃棄が問題となった「船

橋市西図書館事件」(東京地判平成 15 年 9 月 9 日、東京高判平成 16 年 3 月 3 日、最判平成 17 年 7 月 14 日)等、図書館における図書の取扱いをめぐる事例を広く取り上げるとともに、平成 21 年改正法、平成 24 年改正法、平成 26 年改正法に触れる。

2 著作権に関する個別問題

図書館サービスで最も問題となるのは、著作権法に基づく対応である。これについては、例えば、次のような個別問題が存在する(著作権情報センター「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/>)、黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第 3 版、2011 年)。

Q1 どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか？

Q2 コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題がありますか？

Q3 著作権法第 30 条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか？

Q4 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか？

Q5 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたら良いのでしょうか？

Q6 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいでしょうか？

Q7 ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽 CD の貸出とは違うのでしょうか？

Q8 最近、図書館の雑誌の付録に CD-ROM や DVD が付いている場合がありますが、館外貸出してもかまいませんか？

Q9 市立の図書館で子どもたちに対してお話し会(朗読サービス)を、視覚障害者など障害を持っている市民に録音物の提供などのサービスをしようと考えています。著作権で注意すべきことはありますか？

Q10 デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？

Q11 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？

Q12 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？

Q13 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。また、所蔵資料の電子複製化について著作権法の改正があったと聞きましたが、どのような内容ですか？

これらのほかにも、絵本を大型紙芝居化や立体化、図書館におけるインターネット情報の利用、利用者複製に対する図書館の責任、図書館におけるビデオ上映等の問題もある。ここでは、具体的事例を解説しながら、個別問題への対応を検討する。

3 個人情報保護法の基礎知識

- (1) プライバシー権と個人情報保護法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報保護については、関連する5つの法律が、2003年5月23日にまとめて制定され、10年を経過した。そのうちの主な法律は、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」、行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」である。また、地方公共団体の設置する組織には、それぞれの個人情報保護条例が適用される。ここでは、3つの法律の概要を説明する(自治体の条例は個別に制定されているため、本講義では割愛する)。説明の際には、目的、主な定義、個人情報等の取扱いに関する主な義務、開示、訂正、利用停止等の各制度、例外、罰則を取り上げる予定である。また、個人情報保護法については、改正に向けた議論が進められており、2015年の通常国会に改正法案が提出される予定である。本講義では、改正の動向にも若干触れることとしたい。

プライバシー権は、個人情報保護法制を語る上で欠かせない概念である。歴史的には、プライバシー権が発展して個人情報保護法制への実現に至っているが、両者は同一の概念ではない。そこで、個人情報保護法制の解説に入る前提として、前記(1)においてプライバシー権との概念整理を行う。

4 図書館サービスと個人情報保護法

前述のとおり、個人情報保護法制については、設置母体ごとに適用法令を異にする点に1つの特徴がある。図書館についても、そもそも個人情報保護法の適用されない図書館があるほか、適用される場合であっても、当該設置母体に適用される法令が何であるかを確認した上で法令遵守に取り組むことが求められる。

また、図書館が扱う情報には、利用者情報、利用情報(記録)、個人情報関係資料、図書館職員等の個人情報、書誌情報があり、それぞれに法令に則った取扱いが求められるものの、個人情報関係資料は、法令の適用対象外となる場合がある。この点を踏まえつつ、各種情報を取得、利用、提供、管理する過程で取るべき法的対策を整理し、解説する。あわせて、過去に図書館資料の公開制限が問題となった事例、指定管理者制度と個人情報保護の問題等にも触れる。

5 受講生の関心事項への対応

過去の受講生からは、図書館内の個人情報の取扱いに関して明文化すべき項目、アルバイト等を雇用する場合の安全管理措置、組織内での情報共有、督促情報の掲示、寄贈者名の取扱い、図書館システムのクラウド化、貸出履歴の分析・レコメンド等、多くの質問があった。本年度は、

学位規則改正に伴う博士学位論文のインターネット公開等にも関心が寄せられている。本講義では、当該年度の受講生の関心事項にあわせて、可能な限り個別問題への解説も行う。

参考文献

山本順一『電子時代の著作権』（勉誠出版、1999年）

青弓社編集部編『情報は誰のものか？』（青弓社、2004年）

新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 卷 12 号 818-827 頁(2004年)

名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』（日本図書館協会、2005年）

文化庁編著『著作権法入門』（文化庁、2009年）

鏈水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』（日本図書館協会、2009年）

塩見昇『新図書館法と現代の図書館』（日本図書館協会、2009年）

新保史生『情報管理と法 情報の利用と保護のバランス』（勉誠出版、2010年）

黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』（太田出版、第3版、2011年）

社団法人著作権情報センターのホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)

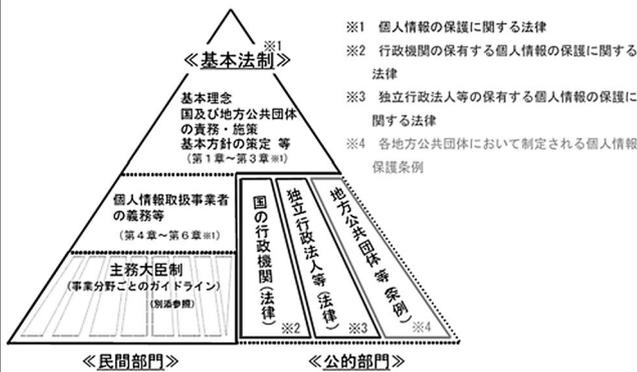
図書館と法

筑波大学 図書館情報メディア系
准教授 石井夏生利

個人情報保護法と図書館

※法改正の動きがあります。

個人情報保護に関する法体系イメージ



消費者庁個人情報保護に関する法体系イメージ(http://www.caa.go.jp/planning/kojin/houtaikai_1.pdf)

図書館の自由に関する宣言①

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

日本図書館協会 1954年採択 1979年改訂 4

図書館の自由に関する宣言②

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

図書館員の倫理綱領

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

図書館と個人情報保護法①

国の機関 公共図書館 大学図書館	国立国会図書館	適用なし(三権分立)
	行政機関内 支部図書館	
	裁判所内図書館	
	行政機関 本庁図書館	行政機関個人情報保護法
	公立図書館	自治体の条例
	私立図書館	個人情報保護法
	国立大学附属図書館	独立行政法人等個人情報保護法
	私立大学図書館	個人情報保護法

図書館と個人情報保護法②

学校図書館	国立高専機構	独立行政法人等個人情報保護法
	公立学校	自治体の条例
	私立学校	個人情報保護法
	専門図書館	個人情報保護法
	地方議会図書室	自治体の条例

個人情報取扱事業者の義務等

「個人情報」を扱う際の義務	「個人データ」を扱う際の義務	「保有個人データ」を扱う際の義務
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用目的の特定(第15条) ▶ 利用目的による制限(第16条) ▶ 適正な取得(第17条) ▶ 取得に際しての利用目的の通知等(第18条) ▶ 苦情の処理(第31条) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正確性の確保(第19条) ▶ 安全管理措置(第20条) ▶ 従業者の監督(第21条) ▶ 委託先の監督(第22条) ▶ 第三者提供の制限(第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公表等(第24条) ▶ 開示(第25条) ▶ 訂正等(第26条) ▶ 利用停止等(第27条) ▶ 理由の説明(第28条) ▶ 開示等の求めに応じる手続(第29条) ▶ 第30条(手数料)

違反すると罰則の対象になる(全てではないが)。

独立行政法人等の個人情報の取扱い



個人情報の取扱いのルール

- 保有の制限**
 - ・ 個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
 - ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。
- 利用目的の明示**
 - ・ 本人からの直接書面等で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければなりません。
- 正確性の確保**
 - ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければなりません。
- 安全確保の措置**
 - ・ 保有個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。
- 従事者の義務**
 - ・ 職務に關して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。
- 利用及び提供の制限**
 - ・ 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用・提供することは、禁止されています。
 - ・ ただし、以下の場合には、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、目的外の利用・提供が認められています。
 - ① 本人の同意があるとき、本人に提供するとき
 - ② 行政機関等の間で「目的外利用」(相当な理由)のあるとき
 - ③ 公益の達成等への目的外提供で「相当な理由」のあるとき
 - ④ 行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき

プライバシー・個人情報保護と閲覧制限

犯罪少年の実名を掲載した雑誌

誤認逮捕された人物の実名等を掲載した新聞

プライバシー侵害の判決が下された小説

図書館の個人情報関係資料が犯罪に用いられた場合

図書館の資料提供の自由
知る権利

プライバシー
人身の自由

最近の図書館関係の不祥事

13

元図書館司書が3000冊転売＝生活に困り古本屋に、刑事告発―新潟市教委

新潟市教育委員会は30日、市立小須戸中学校(同市秋葉区)に勤務していた元図書館司書の40代女性が、新刊など約3000冊(550万円相当)の本を古本屋に転売し、生活費に充てていたと発表した。市教委は同日、新潟県警秋葉署に窃盗容疑で刑事告発した。

市教委によると、この元司書は2008年4月から今年3月まで勤務。この間に購入された本約5000冊のうち、約3000冊を転売した。市教委の内規では本の発注は図書館の担当教諭と司書で行うが、同校では元司書一人で行っていた。

今年4月から勤務した別の司書が本がないことに気付き、発覚した。元司書は転売を認め、「生活に困り食費など日々の生活費に使っていた」と話しているという。

Yahoo!ニュース(時事通信)5月30日(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20130530-00000189-jiji-soci>)

14

アンネの日記事件

- 2013年2月以降、都内の38図書館でアンネの日記や関連書籍計311冊が破られた事件。
- 警視庁は、2014年3月、都内の書店への建造物侵入容疑で男を逮捕。さらに2カ所の図書館でアンネの日記を含む書籍を破ったなどしたとして器物損壊容疑などで2度にわたり再逮捕。



防犯カメラに男の映像

刑法第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(親告罪)

15

日立社員が国会図書館の入札情報などを不正取得、管理者権限を悪用

国立国会図書館は2014年5月15日、国会図書館のネットワークシステムの運用管理業務を委託した日立製作所の社員が国会図書館の業務サーバーに侵入して、国会図書館の内部情報を不正に取得していたことが分かったと発表した。日立社員による不正取得は2011年から始まっており、国会図書館が実施するシステム開発の入札に関わる他社提案書や参考見積もりなども取得していたという。



写真●日立製作所本社ビル(国会のワンタックで拡大)

日立は2001年以降、継続して国会図書館のネットワークシステムの構築や運用に関わっている(専売)。日立社員は2011年から情報の不正取得を行っており、不正に取得した入札に関する情報などを、上司である主任技師、国会図書館を担当する日立の営業担当者、営業担当の上司や同僚に当たる営業部長代理や営業主任と共有していた。2011年からの期間中、実際に不正に取得した情報を使って、国会図書館のシステム開発に関する入札に参加したこともあった。その入札は、日立は落札できなかったとしている。

また日立社員が不正に取得した情報の中には、国会図書館の次期ネットワークシステム(開札日2014年4月4日)に関する、他社提案書や参考見積もりが含まれていた。日立はこの件への応力は辞退した。

IT Pro(<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20140515/557064/7ST=system>)

国会図書館は、6月16日に刑事告発、日立製作所及び子会社の3ヶ月～6ヶ月の指名停止

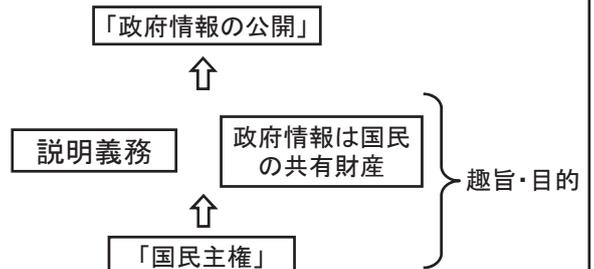
16

情報公開法

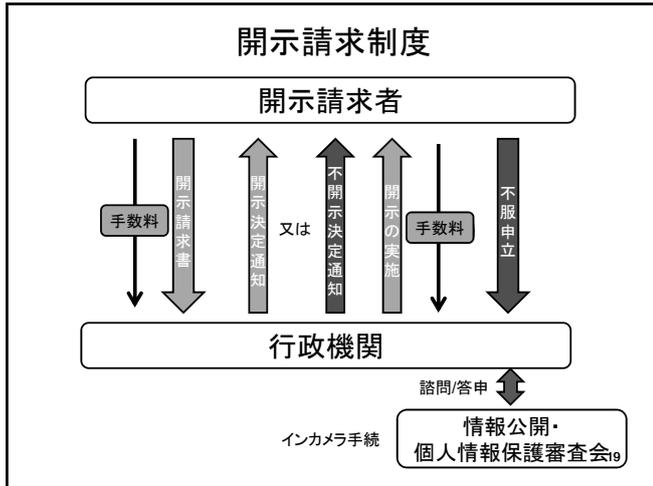
17

情報公開制度

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)



18 18



情報公開法と公文書管理法の関係

情報公開法第1条

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

公文書管理法第1条

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

20

開示対象文書

職員が職務上作成・取得

職員が組織的に利用

行政機関が保有

文書、図画、電磁的記録

}

行政文書

↓

- ✓ 決裁未了や決裁を必要としない文書も含まれる。
- ✓ 職員の個人的なメモや下書き、職務のために取った写し等は組織共用文書ではない。

21

開示請求権

- 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(括弧内省略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。(第3条)

↓

ポイント① 誰でも請求できる。

外国人、法人、法人格なき団体もOK

ポイント② 理由を問わない。

22

開示義務

- 第5条「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」

↓

原則開示義務

23

不開示情報の類型①

- 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。
- 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通常公にしないこととされているもの等
- 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報

24

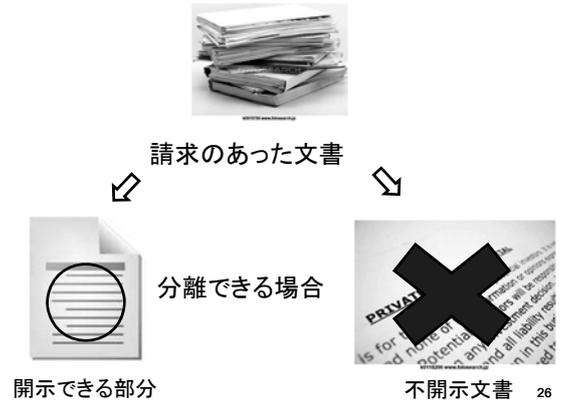
総務省「情報公開法制の概要」
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/gaiyo.html)

不開示情報の類型②

- 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

25

部分開示



26

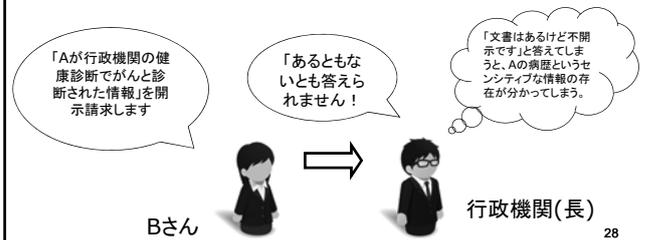
公益上の裁量的開示

- 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

27

存否応答拒否

- 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。



28

開示請求手続

- 開示請求は、開示請求書を行政機関の長に提出することにより行わなければならない。
 - ✓ 開示請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - ✓ 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 形式上の不備がある場合の補正

手数料は1件300円

29

電子申請

- e-Govから申請
- 手数料は1件200円
- オンライン請求可能な手続は、各行政機関の情報公開に関するサイトに記載



(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/#about02>)

手続案内詳細→基本情報入力→申請者情報入力(電子証明書の選択)
→申請意思確認→到達確認

詳しくは、電子申請システム利用者マニュアル(<https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/manual/help11.html>)参照

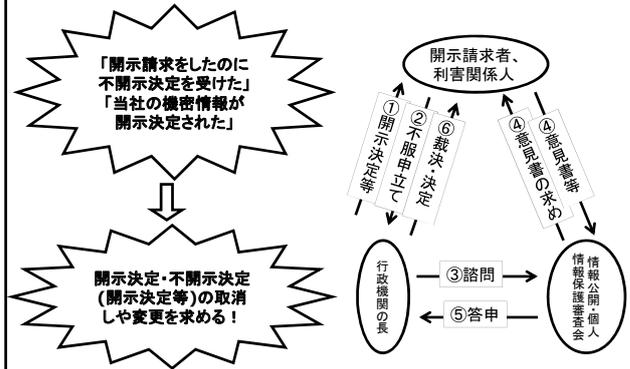
30

開示請求の処理手続

- ・ 開示請求があった日から原則として30日以内に開示・不開示決定を行い、書面により通知する(30日以内の延長可)。
- ・ 事案の移送
- ・ 第三者への意見書提出の機会付与
- ・ 開示の実施方法
- ・ 実費の範囲内の手数料

31

不服申立手続



総務省「開示決定・不開示決定に対する不服申立て」
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokoka/huhuku.pdf)を一部修正。

32

開示の実施を受ける方法

- ・ 開示決定の通知を受けた場合は、開示の実施方法を選択。通知日から30日以内に「開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口へ提出
- ・ 開示実施手数料の納付(収入印紙、郵便切手)

別表第1 (第13条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとに100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印刷紙に印刷したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第1

33

情報公開制度の課題

- ・ 情報公開請求後の改変・廃棄・作成等
- ・ 営利目的の請求が多い
- ・ 開示後はノータッチ

中高校の定期試験、ネット販売 情報公開請求で入手、複写 都「遺憾だ」

2014.2.14 16:10 【ネット社会】

各地の公立中学、高校の定期テスト問題がインターネット上で販売されていることが14日、関係者への取材で分かった。自治体が情報公開請求に基づき開示していた、取材に応じた学習塾経営者の男性の説明によると、昨年以降、知人に依頼して公開請求したテスト問題を取得、塾で販売しようとしたが、弁護士から「著作権法の面で問題ないものの批評を受けるかもしれない」と指摘され中止した。その後、米国にいる別の知人に無料で譲り、その知人がネット上のサイトで販売しているという。

東京都教育委員会によると、昨年1月に情報公開請求があり、その後、計約1万5千枚の開示を順次決定した。担当者は「著作権は都にあり複製などはできないと注意している。販売されているとすれば遺憾だ」としている。

名古屋市教委も約8万9千枚の開示を決定。一方、不開示とした愛知県教委の担当者は「公にすることで、ある程度出題の傾向が分かり、生徒の成績にも大きく関わると懸念した」。

(<http://sankei.jp.msn.com/life/news/140214/edc14021416120003-n1.htm>)

34

公文書管理法

公文書管理に関するこれまでの経緯

- 昭和46年 7月: 国立公文書館設置(総理府の附属機関)
- 63年 6月: 公文書法の施行
- 平成10年 7月: つくば分館開館
- 12年10月: 国立公文書館法の施行
- 13年 4月: 国立公文書館が独立行政法人化
- 11月: アジア歴史資料センター開設
- 20年11月: 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告
- 21年 7月: 公文書等の管理に関する法律の公布
- 23年 4月: 公文書等の管理に関する法律の施行
- 25年 6月: 国会・霞が関周辺への新たな公文書館建設に関する要請(公文書管理推進議員懇話会)
- 12月: 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討費(計47百万円)を政府予算案に計上
- 26年 2月: 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」設立



2007年に文書管理に関する問題発言

内閣府「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」資料2
(2014年5月16日)(<http://www8.cao.go.jp/chousei/koubun/kentou/20140516/siryou2.pdf>)

35

2007年頃の問題

- 「消えた年金」問題
- C型肝炎資料放置問題
- 海上自衛隊「とわだ」の航海日誌誤廃棄

37

公文書管理法の意義・特色

- 包括的・統一的な管理ルールの法定化
- レコードスケジュールの導入(移管制度・廃棄計画の改善)
- コンプライアンスの確保
- 有識者・専門家の知見の活用
- 歴史公文書等の利用促進

38

公文書管理法の目的

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」(第1条)

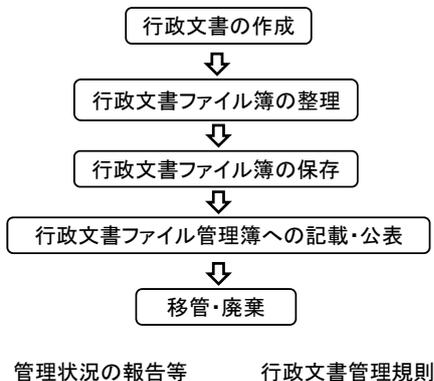
39

定義

- 行政機関
 - 独立行政法人等
 - 国立公文書館等
- 主体
- 行政文書
 - 法人文書
 - 特定歴史公文書等
- 客体(公文書等)

40

公文書管理の流れ



41

歴史公文書等の保存・利用等

① 特定歴史公文書等の保存等(法15条、25条)

(施行令19条)

■ 特定歴史公文書等の保存

◎ 原則として永久保存

※ 廃棄する場合は、公文書管理委員会の調査審議を経た上で、内閣総理大臣の同意が必要(法25条、29条)

- ##### ◎ 適切な保存、利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存

■ 個人情報の漏えい防止

- ##### ◎ 特定歴史公文書等に含まれる個人情報の漏えい防止

■ 目録の作成及び公表

- ##### ◎ 特定歴史公文書等の分類、名称、移管等をした者の名称又は氏名、移管等を受けた時期、保存場所、媒体の種類を記載

内閣府「公文書管理制度について」(http://www8.cao.go.jp/chousei/koubun/about/shikumi/g_bun/kenshuu.pdf)20頁より。

②特定歴史公文書等の利用(法16条～24条)

(施行令20～25条)

《特定歴史公文書等の利用請求》

- ◎ 特定歴史公文書等について、目録の記載に従い利用請求があった場合、利用制限事由を除き、利用させる義務
- ◎ 国立公文書館等の長が、利用制限事由に該当するか否かについて判断するに当たっては、作成・取得からの時の経過を考慮するとともに、行政機関の長の意見(法8条)等を参酌しなければならない

《利用制限事由》※行政機関からの移管の場合

- 情報公開法5条1号～4号に該当する場合
- 情報公開法5条6号に該当する情報のうち、①監査、検査等の事務を困難にするおそれ、②国営企業等の経営上の正当な利益を害するおそれのある場合
- 原本の破損、汚損が生ずるおそれのある場合等

内閣府・前掲「公文書管理制度について」21頁より。

43

利用方法(第19条)

- 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付
- 電磁的記録については、
 - ✓ 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
 - ✓ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - ✓ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 原本が汚損、破損しやすい場合は写しの閲覧

デジカメによる撮影は容認。

44

保存・利用状況の報告等(法26条)、利用等規則(法27条)

■ 保存・利用状況の報告等

- ◎ 国立公文書館等の長：毎年度保存・利用の状況について報告
- ◎ 内閣総理大臣：毎年度当該報告を取りまとめ、概要を公表

■ 利用等規則の制定及び公表

- ◎ 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存・利用・廃棄に関する定め(=利用等規則)を設け、公表

《利用等規則の記載事項》

- ・ 保存に関する事項
- ・ 法20条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項
- ・ 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項
- ・ 廃棄に関する事項
- ・ 保存及び利用の状況の報告に関する事項

- ◎ 利用等規則を制定・変更するときは内閣総理大臣の事前同意が必要

内閣府・前掲「公文書管理制度について」22頁より。

45

特定歴史公文書等の廃棄(第25条)

移管されたからといって永久保存は無駄なコストを招く



とはいえ恣意的判断はNG



国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなると認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

46

公文書管理委員会(28条～30条)

《公文書管理委員会》

- ◆ 内閣府に設置
- ◆ 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命

《所掌事務》

- ① 政令、行政文書管理規則及び利用等規則に関する調査審議
- ② 特定歴史公文書等の利用に係る不服申立てに関する調査審議
- ③ 特定歴史公文書等の廃棄に関する調査審議
- ④ 公文書等の管理についての勧告に関する調査審議

内閣府・前掲「公文書管理制度について」23頁より。

47

地方自治体の公文書管理条例等の制定状況

- ファイリングシステム重視型(宇土市)
- 情報公開重視型(ニセコ町)
- 大阪市条例(文書作成・保存型)

48

著作権法と図書館

事例については、著作権情報センター「図書館と著作権」
(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>)を参照

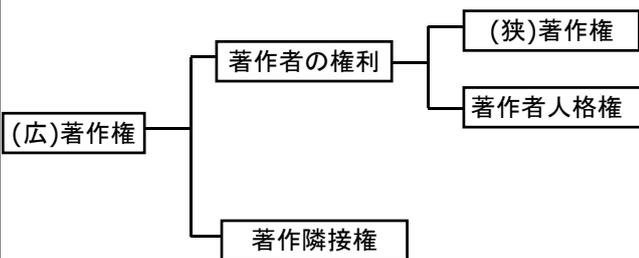
49

著作権法の目的

- 第1条「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

50

著作権法の分類



著作権は作れば発生＝無方式主義

51

著作物とは

- | | |
|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 思想又は感情 創作性 表現 文芸、学術、美術又は音楽の範囲 | } 要件 |
| <ul style="list-style-type: none"> 一般の著作物(小説、楽曲、絵画等) 二次的著作物 編集著作物 データベースの著作物 | |

52

4つの要件

思想又は感情	人間の頭で考えたもの、又は、喜怒哀楽、感情が込められたもの。 「スカイツリーの高さは634メートル」といった単なるデータは除外。
創作的	著作者の個性が認められればよい。 タイトルやスローガン等、短すぎて創作性の発揮できないものは除外。 他人の作品の模倣品は除外。
表現	文字、絵画、彫刻など形のあるものに表現すること。 アイデアや着想は除く。
文芸、学術、美術又は音楽の範囲	文化的な所産であればよい。 工業製品やありふれたものは除外。

53

著作物の種類①

原著物(オリジナル)

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊又は無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラフィックなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

54

CRIC「著作権Q&A」(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>)より

著作物の種類②

二次的著作物	原著物を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

CRIC「著作権Q&A」(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>)より

55

法律上著作物から外されるもの

- 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む。)
- 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- 裁判所の判決、決定、命令など
- 上記3つの翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

56

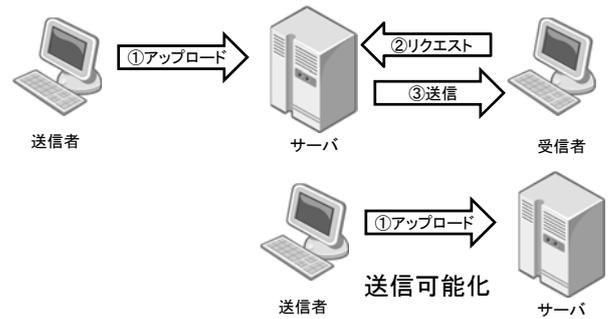
著作権の種類(限定列举)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利(第21条)
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利(第22条)
上映権	著作物を公に上映する権利(第22条の2)
公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利(第23条)
口述権	著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利(第24条)
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利(第25条)
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利(第26条)
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利(第26条の2)
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利(第26条の3)
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利(二次的著作物を創作することを含む権利)(第27条)
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利(第28条)

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

57

自動公衆送信権



中川達也監修、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会「図解わかる著作権」(ワークスコーポレーション、2010年)53頁を参考に作成。

58

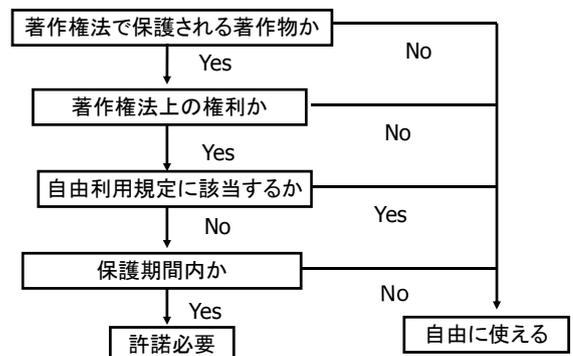
著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利。
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利。
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利。

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

59

著作物の利用に関するフロー



60

図書館等における複製(第31条1項)

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

61

図書館等における複製(一号の調査研究目的)

- 要件1 「図書館等」であること。
- 要件2 複製の主体が図書館であること。
- 要件3 営利を目的としないこと。
- 要件4 図書館等の図書、記録その他の資料を用いること。
- 要件5 利用者の求めに応じた複製であること。
- 要件6 調査研究の用に供する目的であること。
- 要件7 公表された著作物であること。
- 要件8 著作物の一部分の複製であること。
- 要件8-2 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部

62

著作権法施行令で定める「図書館等」

- 1 図書館法第2条第1項の図書館で、都道府県、市区町村が設置する公共図書館等
- 2 大学・高等専門学校の図書館等
- 3 大学等における教育に類する教育を行う教育機関(水産大学校等)の図書館等
- 4 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの。……具体的には博物館・美術館等で都道府県立や市区町村立も含む。
- 5 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの。……具体的には、日本原子力研究開発機構、国立国語研究所等がある。
- 6 国、地方公共団体又は民法法人が設置する施設で5.に掲げる施設と同種のものうち文化庁長官が指定するもの。……具体的には、日本医師会医学図書館、東京商工会議所経済資料センター等29施設が指定されている。

63

著作権情報センター「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html#A1>)より

図書館等における複製 (二号の図書館資料の保存目的)

- 貴重図書の損傷を防ぐためにあらかじめマイクロフィルム化するような場合。
- 全部複製が認められる。
- 元の資料は破棄すること。

64

図書館等における複製 (三号の「他の図書館からの求めによる」場合)

- 絶版になっているもの、絶版ではないが版元にも古本屋にも在庫がなく再版の見通しもつかないような単行本、発行後長期間を経過した定期刊行物など、一般に入手することができないことが条件。

65

保護期間

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物(第51条)	死後50年
無名・変名の著作物(第52条)	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物(第53条)	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物(第54条)	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※暦年主義: 創作、公表、死亡した日の翌年の1月1日から起算

66

違反した場合

民事上の請求(第112条以下)

- 侵害行為の差止請求
- 損害賠償の請求
- 不当利得の返還請求
- 名誉回復などの措置の請求

刑事罰(第119条以下)

- 著作権侵害については、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- 著作者人格権侵害などについては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 被害者が告訴しなければ処罰されない(親告罪)。
- 法人などが著作権等(著作者人格権を除く)を侵害した場合は、3億円以下の罰金
- 「懲役刑」と「罰金刑」は併科することができる。

67

国会図書館における所蔵資料の電子化

- 「納本制度」とは、国内の出版物の全てを収集するという業務。
- 2009年著作権法改正により、国立国会図書館において、所蔵資料の原本の滅失等を避けるため(=納本後直ちに)、納本された図書等をデジタル化して原本を保存する方が開かれた。

劣化を待たずして保存できるようになった。

68

追加された規定(第31条2項)

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

69

国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信

2012年改正により、NDLが作成した膨大なデジタル化資料のうち、「絶版等資料」に限り、公共図書館や大学図書館等に対して、そのデジタルデータを送信するとともに、受信先で一定範囲のプリントアウトが認められる。

第31条3項

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定(注:絶版等資料を記録媒体に記録できるという規定)により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

南亮一「2012年著作権法改正・図書館・公文書館の関係規定について」
(<http://current.ndl.go.jp/e1303>)より

70

公文書管理法に基づく規定の整備

- 国立公文書館等及び地方公文書館等に移管された歴史的な文書(特定歴史公文書等)について、その保存のための複製を、必要と認められる限度において、権利者の許諾なしに行うことができる。
- 特定歴史公文書等について、保管する機関において、原本の閲覧やコピー、マイクロ化やデジタル化、録音したものの再生及びプリントアウト、CD-R等への複製等により提供する際に、権利者からの許諾を要しない。

南亮一「2012年著作権法改正・図書館・公文書館の関係規定について」(<http://current.ndl.go.jp/e1303>)より

71

電子書籍にも著作権、海賊版に差し止め請求 改正著作権法成立

出版社が作品を独占的に発行できる「著作権」を電子書籍にも拡大する著作権法改正案が25日の参院本会議で可決、成立した。コピーなどで出回るインターネット上の海賊版に対し、作家に代わって出版社が差し止め請求できるようになる。海賊版を減らすとともに、電子書籍の普及を促すのが狙い。来年1月に施行する。

改正法では、出版社が作家など著作権者と電子出版権契約を結ぶ。契約を交わした出版社は海賊版の差し止め請求ができるようになり、一定期間内に電子書籍を出版する義務も負う。これまで出版権は紙の出版物にしか適用できなかったため、ネット上の海賊版は著作権者本人が差し止め請求するしかなかった。業界団体の日本書籍出版協会(東京・新宿)などの推計によると、2011年は少なくとも270億円のネット上の海賊版被害が生じていた。

改正法は海賊版対策に効果が見込めそうだが、そのためには新制度による契約が広がる必要がある。ネット上の海賊版被害が多い雑誌連載コミックなどは、売れ行きを見極めてから単行本などの出版権契約をすることが多く、侵害対応が後手に回る恐れが指摘されている。出版社と作家の間では、契約書の作成自体が徹底されていない面もある。状況を改善するため、昨年から出版社と作家の団体は、出版権契約のひな型作りを始めなど対応に乗り出している。契約を巡る紛争解決の仕組みも検討中だ。

米国では出版市場全体の3割を電子書籍が占めているといわれる。一方、調査会社のインプレスビジネスメディア(東京・千代田)によると、13年度の日本国内の電子書籍・雑誌の販売額は1010億円で、書籍販売全体の6%程度にとどまる。改正法で、電子書籍₂の海賊版対策や品ぞろえ拡大に弾みがつきそうだ。 日本経済新聞2014年4月25日

事例①

- 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？



- 出版社に要確認。
- 引用の方法による場合も。
- 許諾不要という見解も有力化。

※児童書四者懇談会「お話し・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

73

引用(第32条)

自分の著作物に、引用の目的上正当な範囲内で、他人の公表された著作物を引用して利用することができる。

引用の要件

- ①公表された著作物であること
- ②引用目的: 報道、批評、研究等正当な目的
- ③明瞭区分性: カギ括弧で括るなど
- ④主従関係: 自己の著作物が主、他人の著作物が従
- ⑤必然性、最低限度: 引用する合理的必要性
- ⑥公正な慣行・正当な範囲: 著作物の性質、利用態様、利用目的、利用分量等

+ 出所の明示(正確には引用の要件ではない)

74

事例②

- 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？



- 複製権と自動公衆送信権について、権利者からの許諾が必要。
- 特に過去の論文等については大変な作業となる。

75

学位規則(文部科学省令)の改正(2013年)

第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

76

やむを得ない事由

- 論文が、立体形態による表現等インターネットの利用による公表することができない内容である場合
- 論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用による公表することができない内容である場合
- 出版刊行、多重公表を禁止する学術誌への掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による公表が本人にとって明らかに不利益が1年を超えて生じる場合

*「事由」が無くなった場合には全文を公表する。

黒沢節男「博士論文の公表と著作権」広島大学博士論文の公表・著作権に係る説明会(2014年1月16日資料)(<http://www.hiroshima-u.ac.jp/news/show/id/18784>)より

77

筑波大学学位規程

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「筑波大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

78

筑波大学附属図書館 Tulips

つくばリポジトリについて

つくばリポジトリの概要

つくばリポジトリ(Tulips-A)とは？

つくばリポジトリは、筑波大学で実施されている研究、教育関連の学術的・機能的・研究資料・教育資料の共有基盤に集約・統合し、インターネットを通じて世界中でアクセスできるように構築する学術的コンテンツプラットフォームです。

学術的コンテンツの共有基盤に集約・統合し、世界中でアクセスできるように構築する学術的コンテンツプラットフォームです。

コンテンツの提供

つくばリポジトリは、学術的・機能的・研究資料・教育資料の共有基盤に集約・統合し、インターネットを通じて世界中でアクセスできるように構築する学術的コンテンツプラットフォームです。

つくばリポジトリの概要

つくばリポジトリは、学術的・機能的・研究資料・教育資料の共有基盤に集約・統合し、インターネットを通じて世界中でアクセスできるように構築する学術的コンテンツプラットフォームです。

(<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/ja/service/repository>)

79

事例③

- 図書館のイベントの一環として、所蔵する絵本の中の1シーンを立体的な人物や道具立てにして、子供たちに見せたいと企画しておりますが、問題はありますか？

↓

- 複製又は変形に該当。
- まずは出版社に確認。

80

事例④

- 著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。

↓

- かかる解釈は違法。複写できるのは、個々の著作物の半分を超えない程度と解釈されている。
- ただし、コンビニのコピー機等での全文コピーは、附則5条の2に基づき、暫定的に適法なものとして扱われている。

81

附則第5条の2

「著作権法第三十条第一項第一号及び第一百九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」

・・・同じような自動複製機器でも、文献の複写となりますと、一方では、それができる機器はコンビニをはじめとしてあらゆるところに置いてあり、他方では、許諾を求めようとしても文献の数、権利者の数はあまりにも膨大過ぎます。権利を集中的に管理している公益社団法人日本複製権センターでもその体制が必ずしも十分でなく、文献の複写を違法と決め付けることも現段階ではできないということで、集中的権利処理体制が整備されるまでの経過措置として「当分の間」は、暫定的に「文書又は図画」についてはこの自動複製機器からは除外することを定めています。

CRIC「図書館と著作権」A3(<http://www.cric.or.jp/ja/cs03/index.html>)より

82

事例⑤

- デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？

↓

- 私的使用の範囲内であればとめられない。
- 図書館施設の管理権に基づく制限を設けることが考えられる。

83

事例⑥

- 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいでしょうか。

↓

- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」の取り決めにに基づき、依頼を受けた図書館が、複製をして提供することができる。

※「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」参照

84

事例⑦

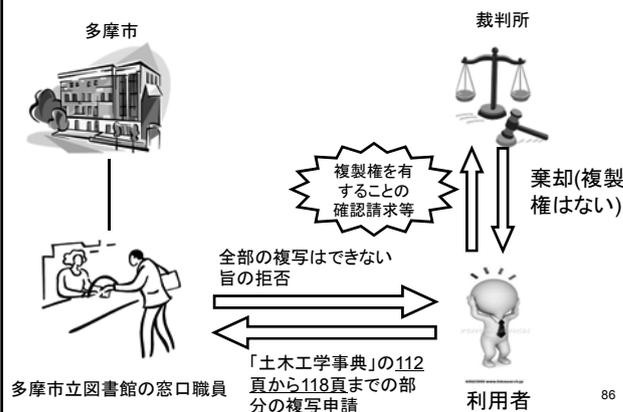
• 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。



• 次号が発行されるまで、又は、年刊の定期刊行物については、3ヶ月間。
 • バックナンバーを容易に入手できる場合は、次号が出ても「発行後相当期間」とはいいがたい。

85

多摩市立図書館事件①



86

多摩市立図書館事件②

東京地方裁判所(平成7年4月28日) :請求棄却判決	<ul style="list-style-type: none"> 複数の執筆者が項目ごとに執筆し、各項目ごとにまとめた内容を有し、著作者が明示されている事典の1項目は、編集者著作物中の1個の著作物の全部にあたり、著作権法31条一号で複写が認められた「著作物の一部分」には当たらない。 著作権法31条一号は、図書館に複製物提供義務を負わせたものではない。
東京高等裁判所(平成7年11月8日) :控訴棄却判決	<ul style="list-style-type: none"> 原判決は正当である。
最高裁判所(平成9年1月23日): 上告棄却判決	<ul style="list-style-type: none"> 原判決は正当である。

87

事例⑧

• ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽CDの貸出とは違うのでしょうか。



• 音楽CDの場合、非営利かつ無料貸与の場合は、適法に貸し出すことができる。
 • ビデオを含む映画著作物の貸出は、公共図書館等の政令で定める施設が、補償金を上乗せしたものについて行うことができる。

88

著作権法第38条

- 要件1 非営利
- 要件2 無償
- 要件3 無報酬

上演・演奏・上映・口述の場合(1項)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

89

映画以外の著作物を貸与する場合(第38条4項)

公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

映画の著作物を貸与する場合(第38条5項)

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの…は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(括弧内省略)に相当額の補償金を支払わなければならない。

90

大学図書館は対象外

事例⑨

- 市立の図書館で子どもたちに対してお話会(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスしようと考えています。



- 朗読には口述権、録音には複製権が及ぶ。
- ただし、朗読サービスは、非営利・無償・無報酬の要件をクリアすれば許諾不要。
- 視覚障害者向けの録音サービスも、2009年改正により、公共図書館で複製できるようになった。

※児童書四者懇談会「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

91

事例⑩

- 絵本の原本を大型紙芝居にして図書館行事に使用したり、外部の団体にも貸し出しているが差し支えないでしょうか？



- 大型紙芝居にする行為には、複製権が働くため、許諾が必要。
- 外部団体への貸与は、非営利・無償であれば無許諾で可能。
- 物語の朗読、上演等の行為は、非営利・無償・無報酬の場合に無許諾で可能。
- 朗読や上演の際に、一部改変した場合は、著作者人格権としての同一性保持権と、著作権としての翻案権の侵害となり得る。
- 同一性保持権については、著作物の性質並びに利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変かどうかが問題。

92